

運動施設等の利用概要

1 利用料金（緑地条例別表）

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金
運動広場 (船見緑地)	昼間 (午前9時から午後4時30分まで) 半日 (午前9時から午後0時30分まで又は午後1時から午後4時30分まで) 早朝又は薄暮 (管理者が管理上支障がないとしてその供用を認める時間)	1面につき	3,460円 (1面を2区画に分けて利用することができる。この場合の1区画の利用料金は、1面に係る利用料金の半額とする。)

備考：利用料金の額は、この別表に定める額の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を得て指定管理者が定める。(緑地条例第7条の2第2項)

管理者の承認を得て、現指定管理者が変更した利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金
運動広場	昼間	1面につき	3,400円
	半日	1面につき	2,000円
	早朝又は薄暮	1面につき	1,200円

備考

- 1 昼間とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 半日とは、午前9時から午後零時30分まで又は午後1時から午後4時30分までのいずれかをいう。
- 3 早朝又は薄暮とは、管理者が運動施設について定める供用時間の前後において管理上支障がないとしてその供用を認める時間をいう。
- 4 運動広場は、1面を2区画に分けて利用することができる。この場合の1区画の利用料金は、1面に係る利用料金の半額とする。

2 供用時間、休業日（緑地規則第3条第1項）

運動施設等の区分	供用時間	休業日
運動広場 (船見緑地)	午前9時から午後4時30分まで	1月1日から1月3日まで及び 12月29日から12月31日まで

備考：指定管理者は、特に必要があると認めるときは、管理者の承認を得て臨時に休業日を変更し、若しくは休業日を設け、又は供用時間を変更することができる。（緑地規則第3条第3項）

3 利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	631件	617件	523件	615件

※ 令和2年4月11日～5月15日 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため利用休止

参考資料

「中川口緑地始め8緑地」事業実績

1 収支実績

(単位：円、消費税等込)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	利用料金	688,100	662,800	590,600	683,800
	指定管理料	44,000,000	44,000,000	44,000,000	44,000,000
	工事受託収入等	1,860,000	3,803,500	2,611,100	2,548,423
	雑収入(助成金等)	177,752	605,816	1,053,513	368,221
	収入計	46,565,852	49,072,116	48,255,213	47,600,444
支出	人件費	25,797,204	26,860,897	31,600,438	23,535,619
	修繕費	3,659,713	5,690,313	2,360,404	5,166,279
	光熱水費	4,194,064	4,515,079	4,122,279	4,829,254
	その他管理費	11,960,769	11,908,441	11,065,867	14,246,304
	支出計	45,611,750	48,974,730	49,148,988	47,777,456
収支差		954,102	97,386	- 893,775	- 177,012

※ 稲永緑地が令和4年12月31日をもって臨港緑地を廃止する予定のため、指定管理者の公募は「中川口緑地始め7緑地」の公募となります。

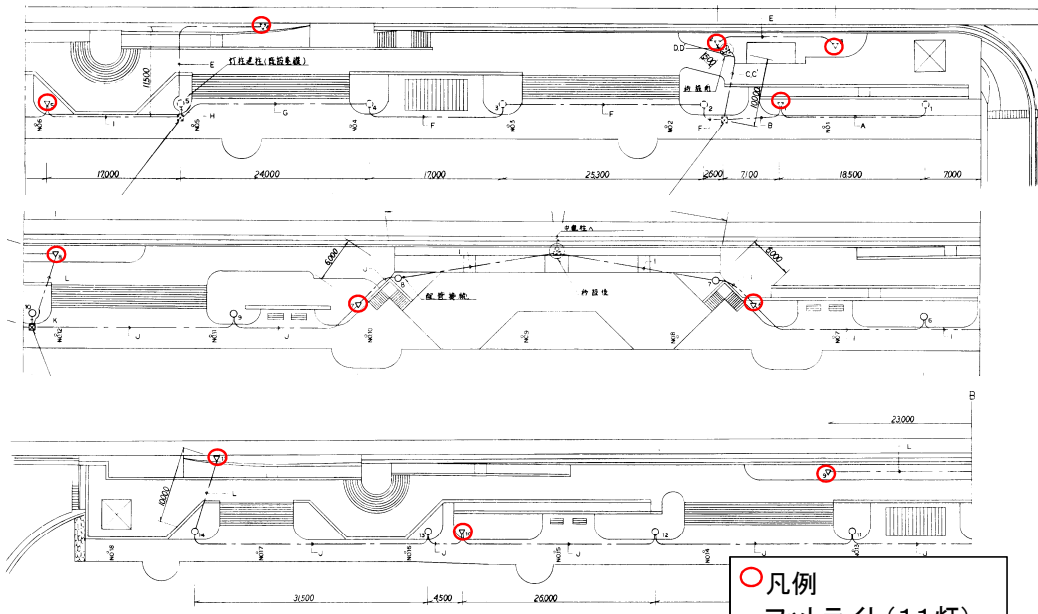
2 サービス施設の管理運営(行政財産特別使用料)

目的	単価(R3年度)	場所
自動販売機設置	195円/㎡・月	船見緑地
	186円/㎡・月	金城ふ頭中央緑地
	274円/㎡・月	中川口緑地
	142円/㎡・月	新宝緑地

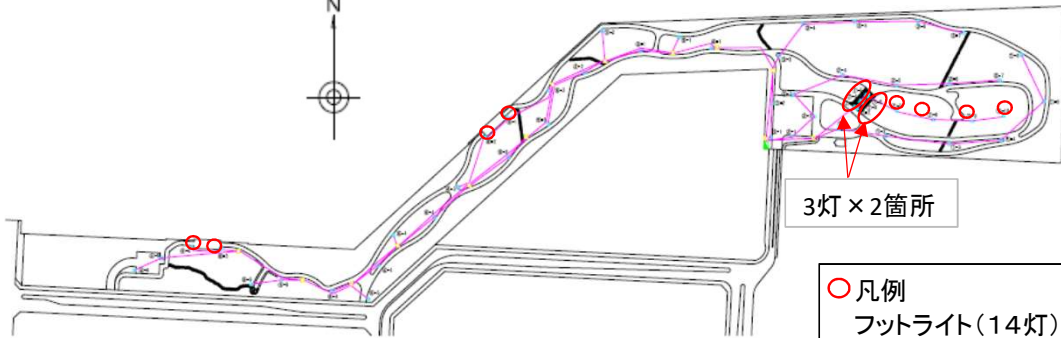
※ 単価は年度によって変動することがあります。

ランプ取替え等対象照明

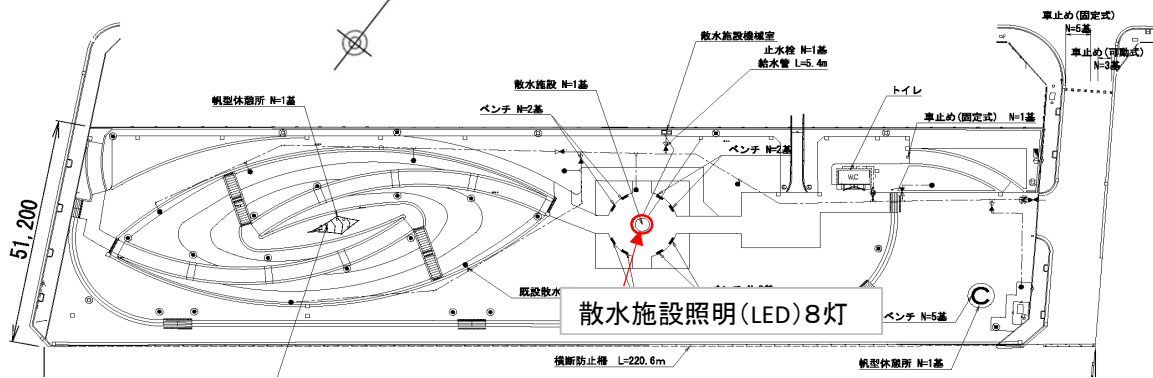
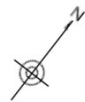
中川口緑地



新宝緑地



金城ふ頭中央緑地



堀止緑地 (図面省略)

緑地内全照明